

令和 4 年

波佐見町議会臨時会会議録

第1回 開会 : 令和4年 7月14日
閉会 : 令和4年 7月14日

波佐見町議会

令和4年第1回(7月)波佐見町議会臨時会 会期日程

日次	月日	曜	区分	内容
第1日	7月14日	木	本会議	開会 諸報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案審議

令和4年第1回（7月）波佐見町議会臨時会会議録目次

第1日目（7月14日）（木曜日）

○開 会	1
○諸報告 諸般の報告	1
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期の決定	2
日程第3 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	2
○閉 会	3

第1日目（7月14日）（木曜日）

諸報告

1 諸般の報告

議員辞職について

議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

第1日目（7月14日）（木曜日）

1. 出席議員

1番	澤田昭則	2番	岡村真由美
3番	田添有喜	4番	岡村達馬
5番	福田勝也	6番	城後光
7番	横山聖代	8番	三石孝
9番	北村清美	10番	脇坂正孝
12番	今井泰照	14番	百武辰美

2. 欠席議員

13番 尾上和孝

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林田孝行 書記 筒 晴香

午後1時20分 開会

○議長（百武辰美君）

それでは皆さん、御起立をお願いいたします。よろしく申し上げます。

ただいまから令和4年第1回波佐見町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

これから諸般の報告を行います。

議員辞職について報告をいたします。

藤川議員から6月30日、一身上の都合で7月4日をもって辞職したいとの願いが提出されました。また、今井議員から7月4日、一身上の都合で7月15日をもって辞職したいとの願いが提出されました。

波佐見町議会会議規則第98条第2項に基づき、7月4日に許可をしましたのでここに報告をいたします。

これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（百武辰美君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、12番 今井泰照議員、1番 澤田昭則議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（百武辰美君）

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（百武辰美君）

日程第3. 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、中田彰君、池田真理子君、牛島美由喜君、木村定二君。以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を、選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、中田彰君、池田真理子君、牛島美由喜君、木村定二君。以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に選挙管理委員補充員であります。補充員に次の方を指名します。

第1順位 岡村孝史君、第2順位 岩永耕一君、第3順位 長岡一樹君、第4順位 三根康恵君。以上の4名の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、第1順位 岡村孝史君、第2順位 岩永耕一君、第3順位 長岡一樹君、第4順位 三根康恵君。以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

令和4年第1回波佐見町議会臨時会を閉会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後1時25分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員